

滋賀県公立図書館職員（司書）交流研修要領

（目的）

第1 この要領は、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化する中、県と市町が互いに行政運営の手法を理解し、新たなパートナーシップの構築に資するため県教育委員会（以下「甲」という）と市町教育委員会（以下「乙」という）が相互に図書館職員（司書）を派遣し研修させることについて、必要な事項を定める。

（派遣職員の身分等）

第2 当該派遣は、地方公務員法第39条の規定に基づく研修とし、派遣職員は派遣期間中、甲および乙の身分を併せて保有するものとする。

（派遣職員の従事業務）

第3 甲が乙に派遣する職員は、地域重視、生活者原点の視点に立った政策形成能力や行政処理能力の向上を図るため、乙に所属する図書館において住民により身近な職務遂行能力を涵養することとし、その配置および従事業務については乙において決定するものとする。

2 乙が甲に派遣する職員は、広域的な視点による専門性の高い政策形成能力や総合的な行政処理能力の向上を図るため、甲に所属する図書館において主として広域的・専門的職務遂行能力を涵養することとし、その配置および従事業務については甲において決定するものとする。

（派遣期間）

第4 職員の派遣期間は、原則として2年間とする。但し、必要があるときは、甲乙協議のうえ変更ができるものとする。

（派遣対象職員）

第5 甲が派遣する職員および乙が派遣する職員は、甲乙の協議により定める司書とする。

（給与）

第6 派遣職員の派遣期間中における給与は、職員を派遣する甲および乙（以下「派遣元」という）が関係規定に基づいて支給する。但し、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当については、派遣を受け入れる甲および乙（以下「受入先」という）が、その関係規定に基づいて支給するものとする。

(旅費)

第7 受入先の業務に係る旅費は、受入先がその関係規定に基づいて支給し、派遣元の用務に係る旅費は、派遣元がその関係規定に基づいて支給するものとする。

(服務等)

第8 派遣職員の派遣期間中における服務、勤務時間、休暇等の取扱いについては、受入先の関係規定に従うものとする。

- 2 年次有給休暇の日数は、派遣元が報告する日数の範囲内で与えることができる。
- 3 職務専念義務の免除等の取扱は、受入先の関係規定を適用する。

(福利厚生)

第9 派遣職員の公立学校共済組合および職員互助会への加入については、派遣により変動しないものとする。

2 受入先は、派遣職員が自己の加入する職員互助会等の行う福利厚生事業を利用し、または参加することについて配慮するものとする。

(報告)

第10 受入先は、派遣職員の勤務状況等について、必要の都度、派遣元に報告するものとする。

(その他)

第11 この要領に定める事項について疑義が生じたとき、およびこの要領に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。